令和1年9月13日

あんしん少額短期保険株式会社

**災害救助法適用地域の特別お取扱いについて**

　この度の「令和元年台風第15号の影響に伴う災害」にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

　弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、次のような特別なお取扱いをいたします。

**１．保険証険・届出印鑑等の紛失に対する対応について**

申出の保険契約内容が確認できれば、保険金等の請求案内を行うなど、可能な限り便宜措置を図ります。

**２．保険料のお払込みについて**

　　保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長６カ月間延長いたします。

**３．保険金・給付金の簡易迅速なお支払について**

　　お手続に必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

**４．災害救助法適用地町村及び適用日について**

　①　適用日　　令和1年9月9日

　　②　適用地域

　　　　千葉市　中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区

　　　　銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市

　　　　市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、

　　　　富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、

　　　　印旛郡　酒々井町、栄町　　香取郡　神崎町、多古町、東庄町

　　　　山武郡　九十九里町、芝山町、横芝光町

　長生郡　一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町

　　　　夷隅郡　大多喜町　　安房郡　鋸南町

以上

**【お問合せ先】**

**お客様相談室　通話無料　０１２０－６８５――３３６**

**受付時間9:00 ～ 17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）**